#### 3 教育・研究関係

### (1) 教育・研究分野の基本方針

社会の少子高齢化、IT化、グローバル化が急速に発展する中で、我が国の存立基盤である人材の養成や知的資産の創出に向けて、産業構造の変化や教育サービスを受ける個人の要求への迅速な対応といった需要側の視点に立って、教育システムの改革を推進する。また、こうした経済社会情勢の変化において、教育立国・科学技術創造立国の基盤の強化が求められている中で、大学や大学院の教育研究機能を世界水準に高め、創造的な人材を育成するために、教育・研究の場において競争的環境を整備し、産学官の連携を推進する。

このため、特に、初等中等教育については、多様化を進め、需要者による選択と参画を適切に推進する観点から、評価制度の導入や情報発信の促進により学校の透明性を高めるとともに、新しいタイプの公立学校の導入の検討や私立学校の設置促進等により特色ある学校づくりを進める。また、大学等については、教育機関や教員が互いに質の高い教育を提供するよう競い合う観点から、大学や学部の設置に係る事前規制を緩和するとともに事後的チェック体制を整備するなど、一層競争的な環境を整備することを通じて教育研究活動を活性化し、その質の向上を図る。

#### (2) 教育・研究分野の重点事項

教育主体の多様化

既存の公立学校や学校法人の改革を進めるとともに、株式会社等、外部から の新規参入者の拡大を通じて主体の多様化を促進する。

高等教育における自由な競争環境の整備

学部・学科の設置規制の柔軟化や校地面積や自己所有要件の緩和など大学・ 学部の設置規制の大幅な見直しを進めるとともに、第三者による継続的な評価 認証(アクレディテーション)制度の導入や学生に対するセーフティネットの 整備等を推進する。

高等教育に対する公的支援の在り方の見直し

大学における競争的研究資金の拡充と国立大学における資金の競争的な配分を徹底するとともに、大学における教員評価の導入、国立大学の法人化に関する方向性の確定を図る。

大学教員の勤務条件の弾力化等

勤務時間内兼業の基準明確化等を通じて大学の活性化と産学連携の促進を図る。

コミュニティ・スクール導入に向けた制度整備

新たなタイプの公立学校である「コミュニティ・スクール (仮称)」の導入 のための制度整備に関しては、法令上の規定を設けることを検討するとともに、 モデル校による実践研究を行う。

小・中学校設置基準の明確化と私立学校参入促進のための要件の緩和

小・中学校設置基準の明確化を図り、学校法人と私立学校の設置認可審査基準の要件緩和を都道府県に促すとともに、私立学校審議会の在り方の見直し、 インターナショナルスクール卒業者の進学機会の拡大を図る。

初等中等教育における評価と選択の促進

学校選択制度の導入が可能であること等を明確にする観点から、関係法令を 見直すとともに、学校評議員制度の一層の効果的な活用を促すなど保護者や地 域住民等による学校運営参画の拡大を図り、各学校における自己点検評価の実 施や情報発信の促進などの学校運営の改善を推進する。

## (3) 個別事項

# ア教育主体等

事項名	措置内容	改定計画等と	美	[施予定時	期
争以石	有 <b>国</b> 内台	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
教育分野に	株式会社など国・地方公共団体や学校法人以外	重点・教			検討・結
おける株式	の民間主体による教育分野への参入については、	育1(1)			論
会社等の参	会計制度などによる情報開示制度、第三者評価に				
入	よる質の担保及びセーフティネットの整備等を				
(文部科学省)	前提に、教育の公共性、安定性、継続性の確保に				
	留意しつつ、特に大学院レベルの社会人のための				
	職業実務教育等の分野について、その在り方を検				
	討する。				
学校法人の	学校法人の設立要件については、構造改革特区	重点・教			検討・結
要件緩和	における特例措置として校地・校舎の自己所有要	育1(3)			論
(文部科学省)	件の緩和が認められたところであるが、学校教育				
	の安定性・継続性の確保を前提に、全国的な緩和				
	について、特区における状況も十分に踏まえなが				
	ら検討する。				
教育への外	現行、既に総合的な学習の時間において、学校	重点・教			措置
部資源の積	外の教材や学習環境の積極的活用が図られてい	育1(5)			
極的活用	るところであるが、そうした取り組みを促進する				
(文部科学省)	とともに、さらに、例えば外国語やIT教育など				
	の授業において、各学校の判断で外部人材や学外				
	の学習環境の活用が推進されるよう、ガイドライ				
	ンの策定や体制の整備等を図る。				
	また、PFIによる学校施設運営が可能である				
	範囲について明確化を図る。				
学校法人会	学校法人において、事業活動の透明化、効率的	重点・教			検討・結
計制度の見	経営に資するよう、新しい企業会計基準を取り込	育2(1)、			論
直し	むことについて、学校の特性を踏まえつつ早急に	事後チェ			
(文部科学省)	検討する。	ック 1			
		(1)			
学校におけ	a 国立大学については法人化と教員・事務職員	重点・官			遅くと
る民間参入	等の非公務員化を平成16年度を目途に開始す	製(1)			も法人
の推進	ることとされているが、教育研究業績の評価や				設立後
(文部科学省)	私立学校法人との業務運営等の比較も行った				の最初
	上、当該業務を継続させる必要性、組織の在り				の中期
	方について、遅くとも法人設立後の最初の中期				目標期

事項名	措置内容	改定計画等と	身	[施予定時	期
争以口	19月10日	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を				間終了
	得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。				時に速
					やかに
					検討・結
					論
	b 国公立の小中高大を始めとする学校全般に				措置
	対する民間参入を促進する観点から、PFI手				
	法、公設民営方式の活用等を推進するととも				
	に、民間委託が可能な範囲の拡大、明確化を図				
	<b>る</b> 。				

# イ 初等・中等教育

ראן וי	下分找月				45
事項名	措置内容	改定計画等と	<b>三</b>	[施予定時]	期
子八口	18EL 10	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
学校外の教	義務教育段階において、不登校児童生徒の学習	改定・教	検討	結論	措置
育施設にお	支援のため、一定の要件を満たす民間事業者によ	育ア			
ける児童生	り設置運営される教育施設において行われる教				
徒の学習支	育活動について、市町村教育委員会や学校長の判				
援	断により、学校との緩やかな連携の下で学校教育				
(文部科学省)	を補完するものとして扱うなど弾力的な運用を				
	行うことについて早急に検討し、所要の措置を講				
	ずる。				
公立小・中・	a いじめの問題による就学校の指定変更等の	改定・教	措置済		
高等学校に	対応を促したり、通学区域の運用に関する全国	育ア a			
おける通学	の事例集を新たに作成するなど公立小・中学校				
区域の弾力	の通学区域の弾力化を促進するための実効あ				
化	る方策を講ずるとともに、その趣旨を関係者に				
(文部科学省)	一層徹底する。				
	【公立小学校・中学校における通学区域制度の				
	運用に関する事例集(第3集)(平成14年3月				
	28日作成 )】				
	b 公立高等学校の弾力化を進めるため、通学区	改定・教	措置済		
	域を設定することを規定した地方教育行政の	育ア b	(14年		
	組織及び運営に関する法律を見直し、通学 区		1月施		
	域の設定等を設置者である都道府県等の自主		行)		
	的な判断にゆだねる。				

市话夕	世军山京	改定計画等と	ᢖ		朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	【地方教育行政の組織及び運営に関する法律				
	の一部を改正する法律(平成13年法律第104				
	号)】				
保護者や児	保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の選	改定・教		省令制	措置
童生徒の希	択を適切に促進する観点から、各市町村教育委員	育ア		定・公布	(15年
望に基づく	会の判断により学校選択制を導入できることを				4 月施
就学校の指	明確にし、さらに学校選択制を導入した市町村に				行予定)
定の促進	あっては、あらかじめ選択できる学校の名称を保				
(文部科学省)	護者や児童生徒に示し、その中から就学する学校				
	を選択するための手続等を明確にするような観				
	点から、関係法令を見直す。				
	【学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平				
	成15年文部科学省令)】				
就学校の変	学校選択制を導入していない市町村にあって	改定・教		省令制	措置
更要件の明	も、指定された就学校の変更を保護者や児童生徒	育ア		定・公布	(15年
確化	が希望する場合の要件や手続等について、各市町				4 月施
(文部科学省)	村において明確にするよう、関係法令を見直す。				行予定)
	【学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平				
	成15年文部科学省令)】				
学級編制と	各学校における学級編制や教職員配置を、教育	改定・教	措置済		
教職員配置	委員会の判断により一層弾力的に行うことがで	育ア	(13年		
の弾力化	きるようにする。		4月施		
(文部科学省)	【公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定		行)		
	数の標準に関する法律等の一部を改正する法律				
	(平成13年法律第22号)】				
障害児の就	·		措置済		
学決定	らの教育相談の充実や教育委員会の就学指導	育ア a			
(文部科学省)					
	討し、所要の措置を講ずる。 				
	b 医学・科学技術の進歩を踏まえ、盲・聾・養	改定・教	一部措	措置済	
		育ア b	置済	(14年	
	【学校教育法施行令の一部を改正する政令(平			9月施	
	成14年政令第165号 )】			行)	
	c 個々の障害の状態に応じた高性能の補助具				
	や補助手段の活用、施設・設備の状況などによ	育ア c	置済	(14年	
	り学校生活に支障がなく、就学先で受ける教育			9 月施	

市话勺	世军山京	改定計画等と	身	 E施予定時期	 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	がその児童生徒に適切であると判断される場			行)	
	合には、教育委員会の判断により普通学校への				
	就学を認めることができるようにする。				
	【学校教育法施行令の一部を改正する政令(平				
	成14年政令第165号 )】				
小・中学校の	a 多彩な教育理念に基づく私立の小・中学校の	改定・教	省令制	措置済	
設置基準の	設置が促進されるよう、小・中学校の設置基準	育ア a	定・公布	(14年	
明確化	を例えば「小学校設置基準」「中学校設置基準」			4 月施	
(文部科学省)	のような形で明確に示すことについて検討し、			行)	
	所要の措置を講ずる。				
	小学校及び中学校の設置基準の明確化に当				
	たっては、私立小学校及び私立中学校の設置促				
	進の観点から、適切な要件を定める。				
	【小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14				
	号)】				
	【中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15				
	号)】				
	b 私立学校における情報公開が積極的に行わ	改定・教	措置済		
	れるよう、各学校法人に対して十分に指導する	育アb			
	ことが必要である旨、各都道府県に対して周知				
	を行う。				
都道府県の	小・中学校設置基準策定の趣旨を踏まえ、各都	重点・教		措置済	
私立学校設	道府県の私立小・中学校の設置認可審査基準等に	育 1 (4)			
置認可審査	おける校舎や運動場の面積基準等の要件見直し	、新事			
基準等の見	を各都道府県に促す。	業 3 (4)			
直し促進		ウ			
(文部科学省)					
私立学校審	a 私立学校審議会は、私立学校の自主性を確保	重点・教		検討・結	措置
議会の在り	する観点から、私立学校行政に関する所轄庁の	育 1 (4)		論	
方の見直し	権限行使に当たり、私学関係者の意見を反映す	、新事			
(文部科学省)	るために設けられており、現行の私立学校法	業 3 (4)			
	(昭和24年法律第270号)第10条は、私立学校	エ			
	関係者以外の民間有識者等を同審議会の構成				
	員数の4分の1以上にしてはならない等と規				
	定している。しかし、この規定は、各都道府県				
	の私立学校行政を過度に規制しかねない可能				

<b>市</b> 127	世军力交	改定計画等と	ᢖ	<b>E施予定時</b>	朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	性もあることから、例えば、上記規定の在り方				
	や、構成員・運営を含む私立学校審議会の在り				
	方を検討し、所要の措置を講ずる。				
	b 私立学校審議会をより開かれたものにする	改定・教		措置済	
	ための改革に向けて、構成員・運営を含む私立	育ア			
	学校審議会の在り方を検討するとともに、委員				
	名簿や議事概要等については、各都道府県のホ				
	ームページ等において公開することを促進す				
	<b>ర</b> 。				
習熟度別学	a 学習の習熟度に差がつきやすい教科(算数	改定・教	措置済		
習の導入	(数学)や理科、英語など)について、児童生	育ア a	(13年		
(文部科学省)	徒の学習内容の理解や習熟の程度に応じティ		4 月施		
	ームティーチングの活用等によりグループ別		行)		
	学習を行うといったことを積極的に進める。				
	【公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員				
	定数の標準に関する法律等の一部を改正する				
	法律(平成13年法律第22号)】				
	b 学年を超えた習熟度別学習の実現可能性に	改定・教	検討	検討	検討
	ついて検討する。	育ア b			(結論)
	c 現在、物理と数学に限定されている高校2年	改定・教	法案成	措置済	
	生修了後に大学に入学することのできる飛び	育ア c	立、公布	(14年	
	入学の認められる範囲を拡大する。			4 月施	
	【学校教育法の一部を改正する法律(平成13年			行)	
	法律第105号)】				
学習指導要	学習指導要領は教育課程編成上の最低基準と	改定・教	措置済		
領の性格の	しての性格を有しており、各学校における弾力的	育ア	(14年		
周知	な取扱いを排除するものではないことについて、		1月公		
(文部科学省)	教育現場や広く社会一般に対して十分な理解を		表)		
	得る方策を検討し、所要の措置を講ずる。				
	【確かな学力の向上のための2002アピール『学び				
	のすすめ』(平成14年1月17日公表)】				
教育プログ	創造性豊かな人材の育成を進める観点から、各	重点・教		措置済	
ラムの多様	学校段階間の連携等、各学校において、創意工夫	育3(1)、			
化の推進	に満ちた教育課程の編成や多様な指導が行われ	新事業3			
(文部科学省)	ることを一層推進する。	(4) ア			
	【総合的な学習の時間の実践事例集(第2集)平				

市场农	世界市交	改定計画等と	身		 期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	成14年12月25日作成・配布 )】				
	【個に応じた指導に関する指導資料(小学校:算				
	数・理科、中学校:数学・理科)(平成14年8月、				
	9月配布)】				
初等中等教	創造力ある人材を育成するための教育、例えば	改定・教	措置済		
育における	理数系教育・IT教育・芸術教育・コミュニケー	育ア			
教育内容の	ション/言葉教育、等とともに、社会性を身につ				
充実	ける教育や勤労観、職業観をはぐくむ教育機会に				
(文部科学省)	ついても充実するよう検討し、所要の措置を講ず				
	<b>వ</b> 。				
児童生徒に	小・中学校における児童生徒の問題行動等への	改定・教	措置済		
対する適切	適切な対応のため、学校が問題を起こす児童生徒	育ア	(14年		
な指導	に対して行う出席停止制度について要件の明確		1月施		
(文部科学省)	化を図るための措置を講ずる。		行)		
	【学校教育法の一部を改正する法律(平成13年法				
	律第105号)】				
高校卒業レ	各種の資格試験等において、大学入学資格検定	改定・教	検討	検討	検討
ベルの学力	を高等学校卒業と同等に扱われるよう推進する	育ア			(結論)
認定制度	ことと併せて、高等学校卒業段階における習熟度				
(文部科学省)	を客観的に評価するための学力評価基準や評価				
	方法等の具体的な方策について検討を進め、高等				
	学校の卒業と同等の学力を有することを認定す				
	る試験の在り方について検討する。				
インターナ	インターナショナル・スクールについては、そ	重点・教		措置	
	の定義を明確化した上で、学校教育法(昭和22年				
	法律第26号)第1条に基づく私立学校に準じた取	, ,			
する制度整					
備	措置を講ずる。	国別表			
(文部科学省)	また、インターナショナル・スクールにおいて	801、802			
	一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望す				
	る場合には、我が国の大学の入学については、大				
	学入学資格検定を受検しなくとも、入学資格を認				
	められるようにするとともに、高等学校の入学に				
	ついては、例えば中学校卒業程度認定試験の受験				
	資格を拡大する等により、大学や高等学校への入				
	学機会を拡大する。				
	-				

市场农	##黑山京	改定計画等と			 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
公立学校教	a 個性豊かで多様な教員採用を進めている都	改定・教	措置済		
員の養成・採	道府県の取組の事例等について各都道府県に	育ア a			
用	周知を図る。				
(文部科学省)	【教員採用等の改善に係る取組事例(平成13年				
	7月23日作成)】				
	b 社会的経験を有する人材を学校現場へ招	改定・教	措置済		
	致・活用するため特別免許状制度や特別非常勤	育ア b			
	講師制度について、その積極的な活用が図られ				
	るよう、各都道府県に対し制度の趣旨を周知す				
	るとともに、産業界からの協力について経済団				
	体との情報交換を図る。				
	【特別免許状及び特色ある特別非常勤講師の				
	活用状況に関する事例集 (平成12年度)(平成				
	14年3月11日作成 )】 				
	c 「保護者講師」や「地域住民講師」など、保			措置済	
	護者や地域住民が学校において授業を行う取	育ア c			
	組を一層積極的に推進する。				
公立学校教		_			
員の評価と		育ア a	(13年		
処遇等	指導能力についての評価方法の工夫を一層進		8月通		
(文部科学省)			知)		
	【平成13年文部科学事務次官通知13文科初第				
	571号】		·····		
	b 児童生徒に対する指導力が不足し、適格性が				
	不十分な教員については、必要に応じ免職を含	育ア b	(14年		
	めた分限処分を的確に行うよう各都道府県教		1月施		
	育委員会等を指導するとともに、教員以外の職		行)		
	へ円滑に異動させるための仕組みを取り入れ   -				
	る。				
	【地方教育行政の組織及び運営に関する法律				
	の一部を改正する法律(平成13年法律第104				
	号)】		·····································		
	c 勤務評定の結果を処遇面に反映させ、教科指 ・ 道力に優れ勤務は結が優秀な老については、特		措置済		
	導力に優れ勤務成績が優秀な者については、特別見給や勤勉子当等の処理面においても適切	月ゲ C			
	別昇給や勤勉手当等の処遇面においても適切				
	な措置がなされるよう、都道府県教育委員会等				

<b>事</b> でな	世界市交	改定計画等と	ᢖ	<b>上施予定時</b>	———— 期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	を指導する。				
教員評価の	社会や地域住民、保護者や児童生徒のニーズに	重点・教			措置
導入等によ	応じた教育を推進し教員の資質向上を図る観点	育 3 (2)、			
る教員資質	から、教員の能力に応じた処遇が適切になされる	新事業3			
の向上	システムに転換するよう、各教育委員会に対し新	(4) イ			
(文部科学省)	しい教員評価の導入の促進を図る。				
	また、英語教育を充実する観点においては、「英				
	語が使える日本人」の育成を目指した行動計画を				
	平成14年度中にとりまとめるとともに、特に中学				
	校については、平成15年度から外国人の優秀な外				
	国語指導助手の正規教員等への採用を促進する				
	等、教員の資質を向上させ、公立小・中学校の改				
	革を推進する。				
公立学校教	a 公立学校において、それぞれの教員のキャリ	改定・教	検討	結論	措置
員のキャリ	アディベロップメントを促進する観点からも、	育ア a			
アディベロ	教員に対する評価やその結果の活用の方法を				
ップメント	進めるよう検討し、所要の措置を講ずる。				
の充実	b 民間企業、行政機関、社会教育施設、社会福	改定・教	措置済		
(文部科学省)	祉施設等学校以外の施設等へ教員を派遣して	育ア b			
	行う長期社会体験研修の機会充実のための方				
	策を講ずる。				
	また、円滑な民間企業への派遣を進められる				
	よう、各地域における経済団体等との情報交換				
	の積極的な実施についてもその必要性を周知				
	する。				
21校長のリー	a 校長が学校運営のリーダーシップを発揮し	改定・教	措置済		
ダーシップ	ていくため、校長の裁量権の拡大の観点から、	育ア a			
の強化とそ	教育委員会と学校との関係について定めた学				
の評価	校管理規則の見直しや学校予算の在り方の見				
(文部科学省)	直しを進めるよう各都道府県教育委員会等を				
	指導する。				
	b 校長の在職期間の長期化や適切な評価に基	改定・教	措置済		
	づく降任や配置転換も含めた処遇など校長の	育ア b			
	人事異動の在り方の見直しについても、各都道				
	府県教育委員会等を指導する。				
22 学校評議員	地方公共団体に対し、必要に応じて、	改定・教		措置済	

<b>車</b> 15.7	世军山京	改定計画等と			————— 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
制度の一層の	・ 学校評議員が一堂に会して意見交換を行うこ	育ア			
効果的な活用	کر				
の促進	・ 学校運営の評価に保護者や地域住民等の意見				
(文部科学省)	を採り入れるため、学校評議員が学校の評価を				
	行うこと、				
	・ 市町村教育委員会による学校評議員に対する				
	サポートを充実させること、				
	<ul><li>学校評議員の学校評価結果や学校評議員の活</li></ul>				
	動に関する適切な情報公開について検討する				
	こと、				
	・ 学校評議員の選出方法については、例えば保				
	護者や地域住民等といった学校評議員の構成				
	などを定め、公表するなど各市町村教育委員会				
	において選出方法の明確化を図ること、				
	など、学校評議員制度の一層の効果的な活用を図				
	るための工夫を講じることを促す。				
23条件付採用	条件付採用期間中の評定結果に基づいて、教員	改定・教	措置済		
制度の運用	としての能力や適性等を判断の上、必要な場合に	育ア			
改善	は分限処分を行うことなど条件付採用制度の一				
(文部科学省)	層の運用の改善を図るよう各都道府県教育委員				
	会等を指導する。				
24教育委員会	教育委員会の委員の構成について、親の参加や	改定・教	措置済		
の組織運営	年齢、性別などの多様化を図る観点から措置を講	育ア21	(14年		
の活性化	ずるとともに、教育委員会の会議の原則公開につ		1 月 施		
(文部科学省)			行)		
	【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の				
	一部を改正する法律(平成13年法律第104号)】				
25学校の自己	a すべての小中学校において教育目標を作成			措置済	
点検評価と	することとなるよう促すとともに、その実現を	育ア22		(14年	
情報開示	適切に進めているかどうかについて点検する			4月施	
(文部科学省)				行)	
	【小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14				
	号)】				
	【中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15				
	号)】				

<b>市</b> 127	世军力交	改定証言と	)	<b>施予定時</b>	期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	b 自己点検評価や情報提供に関し、学校の積極	重点・教		措置済	
	的な取組を推進し、評価項目や評価手法、情報	育 2 (3)			
	提供の内容・方法等が適切なものとなるよう、	、事後			
	教育委員会等に対し促す。また、外部評価を含	チェック			
	む学校評価を促進することを教育委員会等に	1 (2)			
	対し促す。				
	【平成14年文部科学事務次官通知13文科初第				
	1157号】				
26学校や教員	a 学校の概要(教員数、児童生徒数、校舎面積、	改定・教		措置済	
による情報	教育目標、運営方針、教育計画等)や自己点検	育ア23 a			
発信の推進	評価の結果などとともに、教員の教育方針等の				
(文部科学省)	情報発信を促進する。				
	【小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14				
	号)】				
	【中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15				
	号)】				
	【平成14年文部科学事務次官通知13文科初第				
	1157号】		···········		
	b インターネットに接続されているコンピュ				
	ータが整備された学校に対し、個人情報や、著	育プ23D	(4月		
	作権の保護に十分配慮し、学校や学校の教育活動の紹介ない。		配布)		
	動の紹介などホームページを利用した学校情報の発信が支付的に行われるよう。必要な思言				
	報の発信が主体的に行われるよう、必要な助言				
	や情報提供を行う。 【 インターネット活用ガイドブック モラ				
	ル・セキュリティ編(平成13年4月1日)】				
27学校等にお	<u> </u>	改定•数			
ける情報化			(13年		
の促進	また、情報教育関係団体と連携協力し、広く情報収	H / 47	3月、14		
(文部科学省)	集を行うとともに、具体的な指導方法の事例集やガ		年3月		
	イドブックの作成などにより、コンピュータ等を活		ーラ / J 作成 )		
	用した教科指導について、地方公共団体や各学校に		11 ~~ /		
	対して一層積極的に情報提供していく。				
	【コンピュータ・インターネットの授業実践事例集				
	(平成13年3月10日、平成14年3月15日)】				
28インターネッ	高等学校段階の教育において、通信教育の充実	改定・教	検討	検討	措置

<b>車15</b> 夕	世军山京	改定計画等と		施予定時	期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
ト等を用いた	を図る観点からインターネットを活用した教育	育ア25		(結論)	
高等学校教育	の可能性について検討し、所要の措置を講ずる。				
の促進					
(文部科学省)					
29コミュニテ	a 新しいタイプの公立学校であるコミュニテ	重点・教			15 年中
ィ・スクール	ィ・スクールを導入することの意義は、教職員	育1(2)、			に検
導入に向け	人事を始めとする運営・管理及び教育の実施等	新事業3			討・結論
た制度整備	について、学校、保護者、地域の独自性を確保	(4)			
(文部科学省)	する一方で、地元代表や保護者の代表を含む	〔改定・			
	「地域学校協議会(仮称)」に対しアカウンタ	教育ア26			
	ビリティを負うことにより、社会や地域住民・	a )			
	需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校				
	運営を可能とし、独創性と創造性に富んだ人材				
	の育成に資することにある。これらの点を踏ま				
	え、コミュニティ・スクール導入のための制度				
	整備に関しては、例えばコミュニティ・スクー				
	ルの設置手続、「地域学校協議会 ( 仮称 )」の設				
	置と機能、都道府県教育委員会、市町村教育委				
	員会及び地域学校協議会の教員任免等に係る				
	権限の在り方等の点について、法令上の規定を				
	設けることを検討する。				
	b モデル校による実践研究を行うに当たって	改定・教		措置済	
	は、校長公募制の導入、十分に広い通学区域の	育ア26 b			
	設定、教員採用における校長の人選の尊重、教				
	育課程、教材選定、学級編成などにおける校長				
	の意向の尊重等の要件を満たすよう努める。				

### ウ 高等教育

事項名	措置内容	改定計画等と	身	<b>E施予定時期</b>	
		の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
インターネ	インターネットを活用した授業について、効果	改定・教	措置済		
ット等を用	的な学習指導を行い得る体制が整えられている	育イ	(13年		
いた高等教	場合には、直接の対面授業におけるような同時		3 月施		
育の促進	性・双方向性がなくとも、これを遠隔授業として		行)		
(文部科学省)	位置付け、単位修得を可能とする。				
	【大学通信教育設置基準の一部を改正する省令				

市话夕	世军九灾	改定計画等と	美	施予定時	———— 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	(平成13年文部科学省令第45号)】				
大学院にお	現在、大学学部及び大学院修士課程について	改定・教	措置済		
ける通信制	は、通信制課程を設置することが制度上可能とな	育イ	(14年		
博士課程の	っているが、今後、社会人等の多様なニーズにこ		3 月施		
設置	たえていくため、大学院博士課程においても通信		行)		
(文部科学省)	制課程を設置することについて検討し、所要の措				
	置を講ずる。				
	【大学院設置基準の一部を改正する省令(平成14				
	年文部科学省令第10号)】				
外国からの	大学評価・学位授与機構による大学評価の中	改定・教	措置済		
留学生に対	で、学位授与への取組状況を評価項目の一つとし	育イ			
する学位授	て位置付けるとともに、同機構が行う評価項目を				
与	公表することなどを通じて、各大学の適切な点検				
(文部科学省)	評価項目の設定を促していくことにより、大学院				
	の博士課程における学位授与を積極的に推進し				
	ていく。				
大学の情報	a 私立大学について、平成13年度から検討され	重点・教	検討	措置済	
公開の促進	ている財務状況の公開に関する具体的な内容	育2(2)、			
(文部科学省)	や方法等について早期に結論を得て、公開を促	事後チェ			
	進する。その際、学生等に分かりやすい方法や	ック 1			
	内容について検討し、所要の措置を講ずる。	(2)			
	また、大学は、財務状況に限らず、教育環境	〔改定・			
	(教育方針、教育内容、1教員当たりの学生数	教育イ			
	等 ) 研究活動、卒業生の進路状況 ( 就職先や	a )			
	就職率等)など当該大学に関する情報全般を、				
	インターネット上のホームページなどによっ				
	て積極的に提供する。				
	b 上記の公開を徹底させる方策について可能	改定・教	一部措置	済	措置
	なものから順次実施する。	育イ b			(15年
					度以降
					順次)
学部・学科の	a 大学が主体的な判断により機動的に編成で	重点・教		法案成	措置
設置規制の	きるように、国立大学の法人化を待たず、学位	育4(1)、		立、公布	(15年
柔軟化	の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新	新事業3			4 月施
(文部科学省)	設、廃止手続を、認可制から届出制に変更する	(3) ア、			行)
	ことにより、学部・学科の設置規制を柔軟化し、	全国別表			

<b>市</b> 124	世军山灾	改定計画等と	美		朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	教育機関間の競争を活性化することを図る。	803			
	また、大学院の目的として高度専門職業人養	〔改定・			
	成を明確化し、高度専門職業人に特化した「専	教育イ			
	門職大学院」を創設する。専門職大学院につい	a )			
	ては、教員の相当数は実務経験者とし、また、				
	第三者評価には、輩出した人材のレベルに関す				
	る社会的評価を重視する。				
	【学校教育法の一部を改正する法律(平成14年				
	法律第118号 )】				
	b 国公私立大学の講座等の組織編制を柔軟に	改定・教	法案成	措置済	
	行うことを可能とする方策を講ずる。	育イ b	立、公布	(14年	
	【大学設置基準の一部を改正する省令(平成13年文			4 月施	
	部科学省令第44号)】			行)	
	【国立学校設置法の一部を改正する法律(平成				
	13年法律第76号 )】				
大学・学部等	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)や大	重点・教		省令·告	措置
の設置審査	学設置・学校法人審議会審査基準など、様々な形	育 4 (2)		示 制	(15年
に係る基準	式によって重層的に規定されている基準につい			定・公布	4 月施
の見直し	て、それぞれの基準の必要性等を十分に吟味し、	〔改定・			行予定)
(文部科学省)	全体として最低限必要な基準となるように厳選	教育イ			
	した上で、告示以上の法令で規定することにより	)			
	一覧性を高め、明確化を図る。				
	【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令				
	(平成15年文部科学省令)】				
大学・学部の	「平成12年度以降の大学設置に関する審査の	重点・教		措置済	
設置等に係	取扱方針」(大学設置・学校法人審議会大学設置	育 4 (2)			
る認可に対	分科会長決定)における「大学、学部の設置及び	、全国			
する抑制方	収容定員増については、抑制的に対応する」とい	別表807			
針の見直し	う方針は、大学の設置等に対する参入規制として	〔改定・			
(文部科学省)	働くと考えられることから撤廃する。	教育イ			
		)			
大学の設置	a 校地面積に係る基準や校地の自己所有要件	重点・教		省令·告	措置
等における	を、平成14年度中に大幅に緩和する。また、大	育 4 (2)		示 制	(15年
校地面積基	学設置・学校法人審議会の内規において、「大	、全国		定・公布	4 月施
準及び自己	学の校地が校舎敷地と運動場とに分かれてい	別表804、			行予定)
所有要件の	る場合は、その距離は、通常の方法で片道1時	805			

声语句	##黑山京	改定計画等と	〕		朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
大幅な緩和	間以内にあり、かつ、校舎敷地に基準面積の2	〔改定・			
(文部科学省)	分の1以上なければならない。」 とされている	教育イ			
	規定については廃止する。	)			
	【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令				
	(平成15年文部科学省令)】				
	b 将来的には、構造改革特区において専門職大			14年度以	降継続的
	学院について校地を不要としたことの状況も			に検討	
	見つつ、大学としての質の確保と継続性に配慮				
	した上で、校地面積基準及び自己所有要件の更				
	なる見直しについて検討する。				
工業(場)等	首都圏及び近畿圏の既成市街地等における産	改定・教	法案提	措置済	
制限法の廃	業及び人口の過度の集中の防止等を目的として、	育イ	出	(14年	
止	一定床面積以上の工場や大学等の新増設を制限			7月施	
(国土交通省)	する工業(場)等制限法については、製造業従事			行)	
く住宅ア の再	者や工場立地件数の減少等産業構造の変化、少子				
掲>	化の進行に伴う若年人口の減少等、社会経済情勢				
	が著しく変化していることを踏まえ、これを廃止				
	する。				
	【首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正				
	する法律(平成14年法律第83号)】				
大学等の設	「平成12年度以降の大学設置に関する審査の			措置済	
置における	取扱方針」における、工業(場)等制限区域及び	育イ			
制限区域の	準工業(場)等制限区域についての大学等の設置				
廃止	及び収容定員増に対する抑制的取扱いを廃止す				
(文部科学省)	<u> </u>				
大学院大学	大学院大学の設置認可に係る校地・校舎面積に			省令制	措置
の校地・校舎	関する基準を明確化するため、大学の校舎の面積			定・公布	(15年
面積に関す	基準に準じた基準とするなどの方向で検討を行	806			4 月施
る基準の明	い、告示以上の法令で規定する。				行予定)
確化	【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令				
(文部科学省)					
複数の大学				省令制	措置
が連合して	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			定・公布	(15年
大学院を設	要件については、以下のようなものを検討する。	808			4 月施
置する場合	・ 独立した大学院としての一体的な運営の確保				行予定)
の大学院設	・教育水準の確保・向上				

車でな	世界山京	改定計画等と	ᢖ	実施予定時期	
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
置基準の緩	・ 学生の学習の便宜 (無理のない履修形態の確				
和	保)				
(文部科学省)	・ 安定的・継続的な運営の確保				
	【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令				
	(平成15年文部科学省令)】				
第三者によ	a 大学の教育研究水準の維持向上の観点から、	改定・教		法案成	16 年 度
る継続的な	設置認可を受けたすべての大学に一定期間に	育イ		立、公布	措置
評価認証(ア	一度、継続的な第三者による評価認証(アクレ				(16年
クレディテ	ディテーション )を受けてその結果を公表する				4 月施
ーション )制	こと等を義務づけるなどの評価認証制度を導				行予定)
度の導入	入する。併せて、評価認証の結果、法令違反等				
(文部科学省)	の実態が明らかになった場合には、文部科学大				
	臣により是正措置等を講ずることができるこ				
	ととする。				
	なお、評価認証機関に対し、学識経験者等に				
	よって策定された評価のガイドラインに従っ				
	て適切に評価を行うことが可能かどうかにつ				
	いて、文部科学大臣が認定を行なうものであ				
	り、不適切な評価認証を行ったような場合に				
	は、当該認定を取り消す。また、互いに質の高				
	い評価認証サービスを提供することを競い合				
	う環境を整えるため、株式会社も含め設立でき				
	ることとし、特定の機関の独占としない。さら				
	に、工学教育や医学教育などの専門分野別、高				
	度専門職業人養成や通信制などの各種テーマ				
	別の評価認証についても、その普及、支援を図				
	<b>వ</b> 。				
	【学校教育法の一部を改正する法律(平成14年				
	法律第118号)】				
	b 社会のニーズを反映した客観性の高い認証	重点・教		 措置済	
	評価制度を構築するため、民間研究者、外国人	育 2 (3)			
	研究者、企業関係者などを幅広く評価者に含め	、事後			
	るものとする。	チェック			
		2 (2)			
学生に対す	大学が廃止されることとなる場合、学生の就学				検討
るセーフテ	機会の確保を図るため、適切なセーフティネット	育イ			

市话勺	世军九灾	改定計画等と	ᢖ		————— 期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
ィネットの	の整備を検討する。				
整備					
(文部科学省)					
大学組織の	運営の効率化の観点から、大学における事務部	改定・教	措置済		
活性化の推	門のアウトソーシングを大学の判断で自由に行	育イ			
進	えるようにするなど、大学の組織をより活発なも				
(文部科学省)	のにするための検討を早急に行い、結論を得る。				
	【新しい「国立大学法人」像について(平成14年				
	3月26日国立大学等の独立行政法人化に関する				
	調査検討会議)】				
学部におけ	各大学において二つ以上の専攻(メジャー)を	改定・教	措置・継	続的推進	
るダブルメ	取得することができるよう、ダブルメジャー制度	育イ			
ジャー制度	の導入を行うとともに、ダブルメジャーの導入の				
の導入	促進を図るため、大学におけるこのような取組に				
(文部科学省)	対する各種の支援方策の検討し、所要の措置を講				
	ずる。				
	【大学における教育内容等の改革状況について				
	(平成14年11月8日公表)】				
パートタイ	社会人が正規の学生としてある程度長期にわ	改定・教	措置・継	続的推進	
ム学生制度	たって学びながら学位を取得できるよう大学に	育イ			
の創設	おいて正規学生としてパートタイム学生を受け				
(文部科学省)	入れるとともに、パートタイム学生の導入の促進				
	を図るため、大学におけるこのような取組に対す				
	る各種の支援方策の検討し、所要の措置を講ず				
	<b>వ</b> 。				
	【大学設置基準の一部を改正する省令(平成14年				
	文部科学省令第9号)】				
競争的研究	現在の国立大学の予算のうち、教育研究基盤校	改定・教		措置済	
資金の拡充	費については、各大学において配分方法を工夫	育イ			
と国立大学	し、基礎的な教育研究の継続に配慮しつつも、競				
における資	争的環境の創出について、更なる改善努力を行				
金の競争的	う。				
な配分の徹					
底					
(文部科学省)					
大学におけ	各大学における個々の教員の目標設定、設定	改定・教			措置

<b>車15</b> 夕	世罕山京	改定計画等と	身		 期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
る教員評価	目標に対する評価システムの構築や、実績に応	育イ			
の導入	じた評価基準及び審査方法の確立、評価を実行				
(文部科学省)	するための大学におけるマネジメント改革、評				
	価結果を適切に反映できる処遇システムなど、				
	各大学において、適切に教員評価を実施する。				
	このため、教員評価をで示す継続的な第三者				
	による評価認証(アクレディテーション)にお				
	ける評価項目の一つとして取り入れることも検				
	討対象とする。				
国立大学の	国立大学を早期に法人化するため、給与、定員、	改定・教	措置済		
法人化に関	兼職・転職、休職、採用手続などに関して、当該	育イ			
する方向性	組織が自律的に決定することができる制度設計				
の確定	に向けた非公務員型の選択や経営責任の明確化、				
(文部科学省)	民間的手法の導入など平成13年度中に国立大学				
	改革の方向性を定める。				
	【新しい「国立大学法人」像について(平成14年				
	3月26日国立大学等の独立行政法人化に関する				
	調査検討会議)】				
21海外から進					検討
	生にとっては国際化に対応した教育の選択肢の	育1(7)			
など高等教					
育の国際的	大の観点からも有意義である。しかし、これらの				
展開に対応	「大学」は、我が国の大学としての認可を受けて				
した質の保	おらず、消費者の混乱を招いている面がある。				
証のあり方	したがって、大学の質保証及び消費者保護の観				
(文部科学省)	点から、例えば、国内の第三者評価機関が海外大				
	学についても評価し得るようにするなど、高等教				
	育の国際的展開に対応した質の保証の在り方に				
	ついて検討する。				
22学校外教育	国内外の大学や民間の教育機関が連携して取り	重点・教		措置済	
の認定の促	組める環境を整備するため、例えば、民間企業や	育 4 (3)			
進	NPOにおける起業家講座やインターンシップ	、新事			
(文部科学省)	等、起業家や経営スタッフの育成に資する学校外	業 3 (3)			
	での学習のうち、一定の質を満たす場合について	1			
	は、これを大学の単位として認定することを促進				
	し、人材育成面での産学連携を加速する。				

事項名	措置内容	改定計画等と	身	朝	
		の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	【大学における教育内容等の改革状況について				
	(平成14年11月8日公表)】				
	【大学等における平成13年度インターンシップ実				
	施状況調査結果について(平成14年11月12日公				
	表)】				

### 工 研究開発等

<u> </u>		改定計画等と	〕		朝
事項名	措置内容	の関係	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
国立試験研	a 若手育成型任期付任用に関し、国立試験研究	改定・教	検討	措置済	
究機関等の	機関や独立行政法人研究機関において、若手研	育ウ a		(14年	
研究者の流	究者が原則 5 年間は任期付研究員として活躍			6 月施	
動性向上	できるようにするとともに一定の条件の下に			行)	
(【人事院】)	再任もできるようにするなど、必要な措置を講				
	ずる。また、その際には、業績、能力に応じた				
	処遇を図れるよう改善を行う。				
	(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対し				
	て検討を要請するものである。)				
	【給与等に関する人事院承認等の廃止・合理化				
	のための関係人事院規則の整備等に関する人				
	事院規則 (平成14年人事院規則 1 - 36)】				
	【平成14年人事院事務総長通知総総 - 451】				
(内閣府、総務	b 産学官の間での研究者の流動性を高めるた	改定・教	結論・一	部措置済	措置
省、文部科学	め、科学技術基本計画における任期制や公募制	育ウ b			
省、厚生労働	の活用等の検討を踏まえ、国立試験研究機関等				
省、農林水産	がそれぞれ研究人材流動化促進計画を策定す				
省、経済産業	ること等を検討し、所要の措置を講ずる。				
省、国土交通					
省、環境省)					
研究者の資	国立大学の教員、国立試験研究機関や独立行政法	改定・教	結論	18年度ま	でに措置
質向上のた	人研究機関の研究員について、自己啓発等の一定の	育ウ			
めの機会の	活動を行う場合に一定期間公務を離れることを認め				
拡大	る休業制度について、対象活動の範囲や既存制度と				
(内閣官房、	の整合性などの課題を検討し、所要の措置を講ずる。				
【人事院】)	(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対し				
	て検討を要請するものである。)				

<b>車</b> 15夕	世军山京	改定計画等と	身		朝
事項名	措置内容	の関係	平成 13 年度	平成14年度	平成 15 年度
国立大学教官	国立大学教官の発明に対するインセンティブ	改定・教	措置済		
の発明に対す	を高める観点から、教官個人に対して支払われる	育ウ			
るインセンテ	発明補償金の支払限度額(600万円)の撤廃等運				
ィブの向上	用の見直しについて資金手当ての在り方と併せ				
(経済産業省)	て検討し、所要の措置を講ずる。				
国有特許の	a 国有特許の活用を促進するためにTLO	改定・教	措置済		
T L O等へ	(Technology Licensing Organization:技術	育ウ a			
の円滑な譲	移転機関) を積極的に活用する観点から、T				
渡	L Oが当該国有特許の効果的な移転を図り得				
(文部科学省)	る唯一の機関であると考えられる場合には、T				
	L Oへ随意契約により譲渡できることについ				
	て周知・徹底する。				
	b 国と民間企業との共同研究、国が民間企業から	改定・教	措置済		
	受託した研究の成果に係る国有分の特許権につい	育ウ b			
	ては、民間企業による研究成果の活用を促進する				
	観点から、共同研究等の相手方の民間企業に対し、				
	随意契約によって専用実施権の設定や特許権の譲				
	渡ができることについて周知・徹底する。				
委託開発事業	科学技術振興事業団が行う委託開発事業におい	改定・教	結論	法案成	措置
に係る文部科	て個別課題ごとに必要とされている文部科学大臣	育ウ		立、公布	(15年
学大臣の認可	の認可及び関係大臣に対する協議や、研究開発成果				10月施
等の廃止	の実施化(特許等の実施)に際しての文部科学大臣				行予定)
(文部科学省)	の認可及び関係大臣に対する協議を廃止する。				
	【独立行政法人科学技術振興機構法(平成14年法律				
	第158号)】				
大学におけ	大学における研究体制を充実させるためには、	改定・教		措置済	
る研究体制	様々な競争的資金の拡充を進めていくことが必	育ウ			
の強化	要であり、その際、研究機関が研究資金を多く持				
(文部科学省)	ち込める研究者の採用を競争的に進めるなど、競				
	争的環境の整備を推進する。同時に、競争的資金				
	による、優れた研究者や博士課程学生を十分支援				
	できるような具体的な方策を進める。				
寄付金、受託	国立大学の法人化を検討する際には、寄付金、	改定・教	受託研究	えについて	ては措置
研究等の扱い	受託研究等の扱いが国公私の大学で相互に競争	育ウ	済・継続	的検討	
に係る競争的	的になるようにすることを検討する。				
環境の整備					
(文部科学省)					

事话勺	世军山京	改定計画等と	美	。 [施予定時]	————— 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成 15 年度
マッチング	大学や産業界の産学官連携へのインセンティ	改定・教		措置済	
ファンド制	ブを高め、経済・社会ニーズに対応した研究開発	育ウ			
度の創設	を推進する観点から、企業が大学に出す資金に併				
(文部科学省)	せて国が資金を出すマッチングファンド方式に				
	よる共同研究プログラムを創設する。				
大学発事業	大学の研究成果を活用して、企業とTLO等が	改定・教		措置済	
創出実用化	連携して行う大学の研究成果の事業化可能性探	育ウ			
研究開発の	索のための実証化研究・開発について、企業側が				
推進	研究資金等を拠出し、事業化計画を作成すること				
(経済産業省)	を要件として、TLO等に対し、必要な経費の一				
	部を助成する仕組み(いわゆるマッチングファン				
	ド方式)を創設する。				
大学と企業の	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の	改定・教		措置・継	続的推進
実務者等によ	研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシー	育ウ			
る交流の推進	ズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築				
(内閣府、総務	する。				
省、文部科学	【第1回産学官連携推進会議(平成14年6月15				
省、厚生労働	日、16日)】				
省、農林水産	【第2回産学官連携サミット(平成14年11月18				
省、経済産業	目)】				
省、国土交通	【第2回中国地域産学官連携サミット(平成14年				
省、環境省)	11月9日)】				
	【第2回中部地域産学官連携サミット(平成14年				
	12月12日 )】				
国立大学教	教員の流動性を高めることによる大学の教育	重点・教			検討・結
員の流動性	研究の活性化及び産業界の専門性の高い人材を	育 4 (3)			論
の向上	活用する観点から、国立大学が法人化される際に	、新事			
(文部科学省)	は、各大学の判断によりいわゆる招聘型の任期付	業 3 (3)			
	教員の能力・実績に応じた給与等の処遇を可能と	ア			
	し、任期制の積極的導入を図る。	〔改定・			
	(第156回国会に関係法案提出予定)	教育イ			
		)			
国立大学教	商法(明治32年法律第48号)が改正され、社外	重点・教		検討・結	
員の企業で	取締役(同法第188条第2項第7号ノ2)が規定	育 4 (3)		論	
の兼業の促	されたことを受け、関係制度の変化や公益性に関	、新事			
進	するコンセンサスの形成状況を見極め、国立大学				
(【人事院】)	教員の社外取締役との兼業について、法制面につ	1			

事項名	措置内容	改定計画等と	美		—————————————————————————————————————
争块口	相直的合	の関係	平成13年度	平成 14 年度	平成 15 年度
	いても有識者の意見を聴取しつつ、解禁について				
	検討を行う。				
	(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対し				
	て検討を要請するものである。)				
	【検討の結果現行の制度を維持することとした】				
国立大学教	a 国立大学の法人化を待たずに弾力的な勤務	重点・教			措置
員等の勤務	形態(例えば週20時間動務)による任用を進め、	育 4 (3)			(15年
時間内兼業	兼業・起業を促進するため、構造改革特区にお	、新事			4 月施
に係る基準	いて国立大学教員等が勤務時間内の技術移転	業 3 (3)			行予定)
等の明確化	事業者(TLO)やベンチャー企業等の役員兼	ウ、全			
等	業を実施するとともに、国立大学教員等が産学	国 別 表			
(総務省、文部	官連携活動のために役員以外の勤務時間内兼	416、811			
科学省)	業を行うことについて、一定の基準・手続の下				
	で実施できるようにする。				
	【平成15年文部科学省大臣官房人事課長通知】				
(厚生労働省)	b 最も裁量性の高い職種と考えられる大学教				検討
<雇用ウ bの	員について、労働時間規制の在り方を早急に検				
再揭>	討する。				
若手研究者	大学と産業界との連携の一環である受託研究	重点・教		措置済	
の参画の推	や共同研究において、ポストドクターや大学院生	育 4 (3)			
進	の若手研究者に発明の機会を与え、発明に対する	,			
(文部科学省)	インセンティブを持たせるために、企業からの受	業 3 (3)			
	託研究の研究代表者となることなど若手研究者	ウ			
	が積極的に参画することを推進し、人件費等の配				
	分についても、自由に大学で決定できるようにす				
	<b>వ</b> .				
	【平成14年文部科学省研究振興局長、大臣官房人				
	事課長通知14文科振第185号】				
	【文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技				
	術移転推進室長事務連絡(平成14年7月19日)】				
地方公共団	地方公共団体の要請に基づき、国立大学等が行			措置済	
体から、国、	う科学技術に関する研究開発で、地域における産			(14年	
独立行政法	業の振興その他住民の福祉の増進に寄与するも	403		11 月施	
人又は公団				行)	
等に対する	開発等と認められる部分を除くなど一定の要件				
寄附金等の	のもとで、地方公共団体が経費を負担できるよう				

事項名	措置内容	改定計画等と	実施予定時期		
		の関係	平成13年度	平成14年度	平成 15 年度
支出制限の	にする。				
緩和	【地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を				
(総務省)	改正する政令(平成14年政令第328号)】				
国立大学等	国立大学等が受託研究により取得した特許	重点・全		訓令制	措置
が取得した	権・実用新案権の国以外の者へ譲与する場合に必	国 別 表		定・公布	(15年
特許権等の	要となる文部科学大臣の承認を不要とし、事後通	809			4 月施
譲与手続の	知とする。				行予定)
簡素化	【文部科学省所管国有財産取扱規程の一部を改				
(文部科学省)	正する訓令 (平成15年文部科学省訓令)】				
国立大学の	大学において行う研究又は教員から教授され	重点・全		措置済	
施設の使用	る知見を基に学生が創業する場合に、国立大学の	国 別 表		(14年	
を認める「大	施設を使用できることを明確化する。	810		10月通	
学発ベンチ	【平成14年文部科学省研究振興局研究環境・産業			知)	
ャー」の範囲	連携課技術移転推進室長、大臣官房会計課管財班				
の拡大	主查通知振環産第12号】				
(文部科学省)	【文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技				
	術移転推進室長事務連絡(平成14年10月31日)】				